

行歯会だより 第156号

(行歯会 = 全国行政歯科技術職連絡会) 令和2年11月号



1 近況ご報告とウィズコロナの歯学部事情

公立大学法人九州歯科大学 共通基盤教育部門 准教授

公立大学法人九州歯科大学附属病院 病院長補佐・病院教授

福泉隆喜

2 第79回日本公衆衛生学会・自由集会参加報告

京都市保健福祉局 健康長寿企画課 係長

橋野恵衣

3 都道府県世話役のつぶやき ～熊本県～

熊本市健康福祉局 保健衛生部 健康づくり推進課 技術参事

上田泰子

1 近況ご報告とウィズコロナの歯学部事情

公立大学法人九州歯科大学 共通基盤教育部門 准教授

公立大学法人九州歯科大学附属病院 病院長補佐・病院教授

福泉隆喜

1 はじめに

行歯会の皆さま、いつも有益な情報提供をいただき、誠にありがとうございます。また、本稿を執筆させていただくことができ、幸甚の至りに存じます。

厚生労働省から福岡県庁を経て九州歯科大学での教員生活に戻りまして、今年の8月でちょうど10年となりましたので、まずは近況をご報告させていただきます。次いで、編集担当から依頼されたテーマである「コロナ禍での大学の授業や実習の取り組みと附属病院での診療」について、ご紹介させていただきます。



2 近況のご報告

平成 22 年 8 月に九州歯科大学での教員生活に戻りました後も、役所時代の経験を活かして、厚生労働科学研究などを通じて、様々な行政課題の解決のための研究事業などにも携わってまいりました。例えば、口腔衛生管理加算（旧 口腔機能維持管理加算）及び選択的サービス複数実施加算の新設（平成 24 年 4 月）、歯科医師国家試験制度改善検討部会報告（平成 28 年 3 月）、歯周疾患検診の見直し（平成 28 年 4 月）などのための基礎データの収集について、研究分担者として協力させていただきました。

なかでも、研究代表者として従事した厚生労働省の平成 28 年度老人保健健康増進等事業につきましては、悉皆調査として全国の市町村へお願いいたしました「介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等に関するアンケート調査」及び事例調査で、行歯会の皆さまにも多大なるご協力をいただき、事業の円滑な執行ができましたことを厚く御礼申し上げます。また、同事業に研究分担者として加わっていただいた北原先生（神奈川県（当時））、仲山先生（北九州市）や、研究協力者としてご協力いただいた高澤様（市原市）、黒田様（堺市）など、行歯会の方々のお力添えのおかげで、その成果を同事業の報告書に掲載した「介護予防・日常生活支援総合事業における口腔機能向上及び栄養改善に向けた取組の導入ガイド」といたしまして、厚生労働省のウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/46_kyuusyusika.pdf）で公開することができ、大変感謝しております。

さらに、令和元年からは福岡県歯科保健医療推進協議会の 1 号委員（学識経験者）を拝命いたしまして、同県における歯科保健医療に係る計画の策定及び推進に関わらせていただいております。微力ではございますが、同協議会での活動を通じて、福岡県民の皆様が「自分の歯で食べることができ、楽しく会話ができる」ように、福岡県歯科口腔保健推進計画（第 2 次）（計画期間：平成 31（令和元）年度～令和 5 年度）に基づいた歯と口の健康づくりを支援させていただく所存でございます。

3 ウィズコロナの歯学部事情

本学の運営で COVID-19 の影響が出始めたのは 3 月からで、3 月 12 日の卒業式（学部）、3 月 23 日の学位記授与式（大学院）、4 月 3 日の入学式（学部、大学院）と、軒並み行事が中止のやむなきに至りました。4 月 1 日の段階で、4 月 6 日からの前期授業（講義・実習）も当面開講延期し、学生の大学施設の使用を全面的に禁止しました。この措置とあわせて、学生の健康状態を確認するため、民間の「安否確認サービス 2」を活用した健康調査を開始しました。この健康調査では、毎朝すべての学部学生と大学院生に対し、サーバからの一斉送信、学生によるチェック項目（発熱、咳、咽頭痛、息苦しさ、倦怠感、同居者の健康状態、接触歴、体調に関する特記事項）の入力、自動集計、学年主任の教員による確認というフローで、学生の状態を確認することとしまし

た（現在も継続中です）。また、4月7日には福岡県が緊急事態措置を実施すべき区域として指定を受け、4月14日には本学の設置団体である福岡県から休業要請を受けたことから、教員（附属病院における診療等、特別かつ緊急の業務を行う必要がある教員を除く）は自宅にて研究、講義の準備等を行う分散勤務（概ね5割を目途とする交代制在宅勤務）となり、出勤日においても時差出勤することとなりました。2週間の開講延期の後、4月20日からは全学年で講義科目のみインターネットを利用した遠隔授業を開始しました。遠隔授業の実施形態は、Microsoft teamsを使用した遠隔リアルタイム授業と、Moodle（eラーニングプラットフォーム）による講義資料配付との組合せで行いました。この遠隔授業では、文部科学省からの通知にしたがい、学生には各科目の授業ごとに毎回レポートのオンライン提出を課さなければなりませんでした。この対応については、後日のアンケートで多くの学生から、毎日1～5本のレポートを作成する負担は相当に厳しかったとの回答が寄せられました。なお、この間、学生には不要不急の外出（帰省も含む）は極力控えるように指導したため、学生はお互いに対面での連絡が取れず、一部の学生に精神的に不安定になる者も見受けられました。特に、親元を離れて入学したばかりの1年次生は、まったく友人もできないまま、一人で自室に籠もった生活を送らざるを得なかったため、非常につらかったようです。

その後、5月14日に福岡県が区域指定解除となったことから、5月15日からは教員の分散勤務を解除し、時差出勤のみ継続となりました。さらに、5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受けて、5月25日からは一部の実習科目を、6月1日からはすべての実習科目（臨床実習を含む）と語学系科目を、対面授業として再開できるようになり、ようやく大学にも明るい学生の声も少しだけ戻ってきました。これらの対面授業では、「密」を避けるため、定員の半数だけしか各教室に学生を着席させないようにしましたので、実習科目では授業時間数を半分に、半数ずつ学生を入れ替えて実施しました。また、2週間の開講延期と2か月分の実習遅延のため、前期授業期間を7月末まで延期しなければならず、前期定期試験が終了したのは8月17日でした。後期授業は例年どおり9月末に開始することとしましたので、学生の夏期休暇は例年の約半分ほどに短縮せざるを得ませんでした。9月23日から開始した後期授業でも、前期授業と同様に、実習科目（臨床実習を含む）と語学系科目のみ対面授業とし、講義科目はすべて遠隔授業として行います。なお、来年度の授業につきましては、現時点ではすべての科目で通常どおりの対面授業で行う前提で、シラバスの作成と時間割の編成を行う方針で準備を進めております。

学生の課外活動（部活）については、多くの学生が集まることで「密」を避けられないとの判断で、4月から当面禁止の措置をとっておりましたが、対面授業も可能になった6月以降は、段階的に活動の再開を認めております。6月20日に1年次生に対する部活紹介を行い、勧誘活動の後、6月29日から入部届の受理を認めました。このため、活動内容に一定の制限はあるものの、感染予防対策を取ったうえで、7月以降は全学年の学生が課外活動を再開しております。

ただし、前述のようにすぐに定期試験と夏期休暇に入ったため、本格的な活動再開は後期授業が開始される9月末となりました。

附属病院では、4月は緊急性の高くない患者については予約を延期し、診療対象を制限したため、来院実患者数は2,815人と大幅に減少しました。5月14日の区域指定解除から段階的に診療対象を拡大しましたが、5月は3,283人、6月は4,350人と推移しました。6月22日から予約制限を解除し、感染対策を充分行ったうえで、ほぼ通常体制での診療に復帰しましたので、7月は4,969人の患者の診療にあたることができました。その後、8月は5,171人、9月は5,169人と、前年度並みに回復いたしました。ただし、診療制限期間の影響から、地域の歯科診療所からの口腔外科への紹介患者の診療予約は、現在でもほぼ2か月待ちという状況です。一般診療系の診療科では、予約待機はほぼ解消しています。

4 おわりに

COVID-19対応では、今回ご紹介させていただきました歯学部の状況とは比べものにならないくらい、行歯会の先生方はご苦労が絶えなかったのではないかと存じます。これからもワクチン接種体制確保事業など、当面は色々と大変な業務が続くものと拝察いたしますが、一日も早く事態が収束することを心から祈っております。末筆ながら、今後とも倍旧のご交誼を賜りますようお願い申し上げます。

2 第79回日本公衆衛生学会・自由集会参加報告

京都市保健福祉局健康長寿企画課

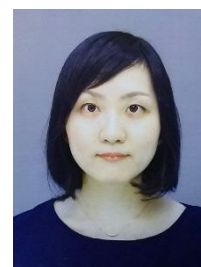
係長 橋野恵衣

行歯会の皆様、いつも貴重な情報発信や御助言をいただき、ありがとうございます。

この度、第79回日本公衆衛生学会における自由集会「歯科保健」に参加いたしました。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、当初京都市内の京都市勧業館みやこめっせで開催を予定していた本学会は、自由集会を含め、オンライン開催に変更となりました。もともと京都開催であった御縁により、ということではありませんが、皆様への報告の機会を得ましたので、以下のとおり御報告いたします。

1 開催テーマ・方法

「公衆衛生における歯科保健を考える ～行政に勤務する歯科職種の人材育成～」をテーマに、令和2年10月20日（火）午後7時～9時にZoomを活用して実施されました。



2 挨拶・趣旨説明

代表世話人の国立保健医療科学院の福田英輝先生の進行の下、まず始めに、行歯会の長優子会長から開会挨拶と趣旨説明として、次のような点のお話をいただきました。

- ・ 地方自治体に勤務する歯科専門職は合計 822 人（平成 30 年）であり、多くが一人又は少数配置で、一人も配置されていない自治体は約 7 割である。
- ・ 一人職種のデメリットとしては、「身近に相談相手がいない」「参考にできる事例が少ない」「業務内容が多様で画一的にとらえられない」「モデル的なキャリアラダーを示しにくい」ことが挙げられ、構造的に保健師職のような人材育成が成り立たない。
- ・ また、行政歯科専門職は、まず行政職員として基本的能力が必要で、そのうえで歯科技術職としての役割を果たす必要がある。現在では、市町村の歯科衛生士は、政策づくりを担う人材に成長していくことが求められている。行政職員と歯科技術職の双方の視点で行政歯科衛生士全体のボトムアップを図ることを目指し、「市区町村歯科衛生士新任期人材育成ガイドライン」を作成した。

3 行政栄養士の人材育成

次に、埼玉県三芳町健康増進課の池田康幸先生に「行政栄養士の人材育成」と題して、「変化」をキーワードに、次のようなお話をいただきました。

- ・ 行政栄養士も一人配置が多く、歯科専門職と同様の課題を抱えてきた。
- ・ 厚労省が示してきた行政栄養士の業務指針において、市町村栄養士に求められる業務は、地域住民に対する健康教育や栄養相談などの「事業の実施」から「施策の推進」にシフトしてきた。平成 29 年 3 月に示された「市町村栄養士の人材育成ビジョンを考えるために」では、「政策づくりを担う専門職としてどう充実・発展を遂げるか」等が記載されている。
- ・ こういった変化を受け、市町村管理栄養士には政策形成能力が求められるとして、社会情勢や職員の気づきなどから発見された政策課題や「常勤」栄養士でないといけないことの検討を含め、様々なことを考えて実践した。その結果、業務の効率化や組織体制の整備、人材育成の推進といった環境の変化を起こし、日々の業務を政策づくりへ発展させてきた。この政策づくりが新たな変化を生み、さらに新たな政策づくりにつながっていく。

講演後、「常勤でなければならない業務とは？」という質問を受け、「政策決定に関わること、他部署等との調整やネットワークづくりといった業務は常勤職員でなければならないだろう。」と述べられました。

4 市区町村歯科衛生士新任期人材育成ガイドラインの説明

本ガイドラインの作成に携わった行歯会の方から、次のような説明がありました。

- 行政栄養士に対する厚労省の業務指針が作成のきっかけとなった。また、4コマ漫画などのわかりやすい工夫を心掛けた。「住民が幸せに暮らせるまちづくりのための政策づくりができる歯科衛生士を育てる」ことを目指したい。（高澤みどり副会長）
- 1年目で歯科保健条例の設置と計画策定に携わった自身の経験から、新任期は事業の実施で精一杯であるが、頭の片隅に政策づくりということがあった方がいい。1～3年目に読みたかったと思えるガイドラインに仕上がった。（芦田慶子理事）
- 夏ゼミ等に刺激を受け、千葉県内の若手行政歯科衛生士で、自身の成長記録を書き込めるポートフォリオの作成に至ったこと、また同時期に行歯会でのガイドライン作成に携わることになり、双方の良い影響を受けた。（吉野ゆかり理事）

5 ディスカッション

後半に入り、国立保健医療科学院の安藤雄一先生を座長としたディスカッションでは、人材育成事例として、次のような紹介がありました。

- 計画策定や災害時の歯科衛生士の応援派遣など、歯科衛生士ができるだけ幅広い経験ができるように努めている。
- 歯科衛生士人材育成支援事業（検討会、人材育成ガイドライン作成、研修会）や県内市町村の歯科保健担当者（歯科専門職に限らず）のネットワーク構築（各市町村へ月1回の情報発信）
- 都道府県・市町村を越えた人事交流による育成事例

また、「複数配置」及び「常勤」歯科専門職が配置されているかどうかで政策づくりや施策の質の差が見られるとの意見や、オンライン開催形式について、移動や宿泊に係る費用や時間が縮減できることがメリットである、といった御意見がありました。

6 最後に

締め括りに、行歯会の初代会長である石上和男先生から「行政の歯科専門職である我々は、根拠に基づいて仕事を行うもの。事業を実施することは当たり前であり、多職種と協働し政策に近づいた仕事をすべき。」との御高評をいただきました。さらに、御講演いただいた三芳町の池田先生から、「昨今の情勢では、自治体事業のアウトソーシングはますます進んでいく。そのなかで、常勤の行政専門職は何をすべきか、考えなくてはならない。」といった総括をいただき、閉会となりました。

自由集会を経て、「常勤の行政の歯科専門職」の意義や役割について改めて考えさせられました。今後、個人や職種としての資質や姿勢だけでなく、組織としてもボトムアップを図っていかなければなりません。何を目指し、何をすべきか、大きな課題が待っています。しかし、全国や他の職種を見渡せば、すでに先を走ってくれている背中もあるということが、今回の集会での個人的な収穫でした。今後も皆様の様々なチャレンジを学びながら、取り組んでまいりたいと思います。

3 都道府県世話役のつぶやき

熊本県

熊本市健康福祉局 保健衛生部 健康づくり推進課

技術参事 上田泰子



●世話役のつぶやき

今年度から県の緒方先生より引継ぎ、熊本県の世話役を担当することになりました。

私が在籍する熊本市には、歯科医師2名、歯科衛生士8名、会計年度任用職員を含むと歯科医師5名、歯科衛生士12名が、5区の区役所及び健康づくり推進課に配置されています。

熊本県は、平成28年4月に熊本地震が発生し、その復旧の最中に、令和2年からのコロナ禍、さらに「令和2年7月豪雨」と災害に見舞われています。被災された方、ご家族の皆様、心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

この令和2年7月豪雨において、熊本県では八代市・人吉市・芦北町・津奈木町・あさぎり町・相良村・山江村・球磨村の8市町村が甚大な被害を受けました。

八代市における災害時の歯科保健活動は、常勤の歯科衛生士がフェーズ0から活動した保健師による情報を受け、誤嚥性肺炎予防ポスターの掲示、歯ブラシの配布をフェーズ1までに実施、また、食中毒予防に併せ、口腔ケアについて避難所の館内放送において周知を実施しました。避難所におけるアセスメント等はフェーズ2から八代歯科医師会・熊本県歯科衛生士会と連携し実施しました。

熊本市は人吉市に対して、フェーズ1において、保健部門の派遣が開始され、口腔衛生に関するポスターの掲示・チラシの配布による誤嚥性肺炎の予防を実施しました。

フェーズ2から歯科衛生士・管理栄養士は派遣となり、歯科保健医療活動の連携体制の確立、歯科医院開設状況の情報提供、口腔衛生用品の配布と補充、車中泊被災者・在宅高齢者・

高齢者及び障がい者福祉施設への啓発、避難所・福祉避難所におけるニーズ調査等を実施しました。

また、フェーズ1において派遣された保健師から、人吉市に今年度から歯科衛生士が会計年度任用職員として採用されているとの情報が入り、熊本市の歯科衛生士と共に災害における歯科保健活動を実施することができました。

本市の保健部門の災害対応は、7月11日から7月31日（歯科衛生士は7月11日から7月31日）で終了しましたが、八代市・人吉市の歯科衛生士は、県歯科医師会・県歯科衛生士会と協働で、避難所での歯科保健活動を継続しています。やはり行政に歯科職員がいると心強いと、今年度から採用されたことに運命を感じております。また、行歯会について説明したところ早速入会を希望され、行歯会も迅速に入会登録をしていただき、人を繋ぎ、情報を共有することができました。大変感謝いたします。

●熊本市の最近のトピックス

熊本市は、令和元年度に議員提案で「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」が令和2年3月24日に制定され、令和2年4月1日から施行しました。

本市の条例は、市民が生涯にわたり明るく健康に暮らせる社会の実現に寄与するため、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、条例の前文に「フッ化物洗口・オーラルフレイル予防」、第10条（施策の推進）に「フッ化物の応用を含めた科学的根拠に基づく効果的な取組に関し必要な措置を講ずる」の文言が入りました。また、第2条（定義）に歯科保健推進関係者として本市が育成・活動支援している「8020推進員」が明記されたことは、地域活動や小学校におけるフッ化物洗口事業において、地域の歯科保健の中核を担っている8020推進員の役割は大きいものがあり、今後の8020推進員活動の強力な後押しになると考えています。

さらに、この度8020推進員が団体に活動する「熊本市8020健康づくりの会」が令和2年度の歯科保健事業功労者として厚生労働大臣表彰を受賞いたしました。

このことは、8020推進員となる人材を発掘・育成し、活動を支援する各区役所の歯科職員の功績でもあり、感謝すると共に大変大きな喜びです。

行歯会の皆様には、政策条例検討会や議会答弁の際に、急なご質問等をいたしました。いつも迅速でわかりやすいご回答・ご助言をいただき何とか乗り切ることができました。感謝申し上げます。

本市の条例施行に伴い、市民等に広く講演会等で周知する案もありますが、予想をはるかに超えたコロナの早い第2波とこれからの到来するインフルエンザとの共存等、withコロナにおける今年度の歯科保健については、感染拡大予防の対策を図りながら推進してまいります。

「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」 [こちら](#) →



●行政歯科職が一堂に会して情報交換する場や、勉強会、育成研修

各職種において、「職能力向上研修」を開催しています。歯科関係や関連する職種の方を講師依頼し、学び・情報交換・共有を行い、資質の向上を図っています。

熊本県においては、行政から委託を受け歯科衛生士会が主催する「市町村歯科衛生士研修会」があり、県・市の行政職員は、出席し研鑽を積んでいます。

♪ 編集後記 ♪

日々の判断や行為がはたして「人間として正しいものであるかどうか、驕り高ぶりがないかどうか」を常に謙虚に厳しく反省し、自らを戒めていかなければなりませんと、ある本に書いてありました。(N)

以前、夏ゼミの創始者K先生から、「行政歯科専門職の強みは、一枚板になれることなんだよ」と言われた。

822人のパワーがあればキャリアラダーも構築できる。

「行政職員」と「歯科技術職員」の双方の視点で「事業の実施」から「施策の推進」へ。

(K)

「歯っとサイト」掲載コンテンツ募集！

「歯っとサイト（歯科口腔保健の情報提供サイト）」

<http://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/index.html> では、

掲載コンテンツを募集しています。

掲載を希望される場合は、「行歯会だより」の配信メールに記載されている窓口宛にご連絡ください。